



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和4年1月4日火曜日 第271号外2

◇ 目 次 ◇

患畜等の発生.....	(畜産課).....	1
家畜等の移動の禁止等.....	(").....	1

告 示

○愛媛県告示第1号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が発生した旨の届出があった。

令和4年1月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

疑似患畜

発 生 頭羽数	発生場所又は区域	発生年月日	その他参考となる べき事項
約8.3万羽	西条市	令和4年1月4日	殺 処 分
約14.2万羽	西条市	令和4年1月4日	殺 処 分
約0.6万羽	今治市	令和4年1月4日	殺 処 分

○愛媛県告示第2号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則（昭和28年愛媛県規則第38号）第15条の規定により、次のように家畜等の移動を禁止し、又は制限する。

令和4年1月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

2 物 品

家きん卵及び排せつ物等、敷料、飼料、家きん飼養器具その他の高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品

3 区 域

別図のとおり（別図は省略し、その図面を愛媛県農林水産部農業振興局畜産課及び愛媛県東予家畜保健衛生所に備えて置いて縦覧に供する。）

4 期 間

令和4年1月4日から当分の間

5 禁止又は制限の方法

家畜防疫員の指示に従うこと。